

○させば市民活動交流プラザ設置条例

改正

平成25年12月18日条例第51号

平成27年12月18日条例第55号

させば市民活動交流プラザ設置条例

(目的及び設置)

第1条 本市における市民公益活動の活性化を図るため、活動の拠点として、させば市民活動交流プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

(位置)

第2条 プラザの位置は、次のとおりとする。

佐世保市戸尾町5番1号

(定義)

第3条 この条例において「市民公益活動」とは、営利を目的とせず自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であつて、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公益を害するおそれのあるものの活動

(休館日)

第4条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その日より後の日で休日でない直近の日
- (2) 年末年始 12月29日から1月3日まで

(開館時間)

第5条 プラザの開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、日曜日及び休日は午前10時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(事業)

第6条 プラザは、次の事業を行う。

- (1) 市民公益活動の支援に関すること。
- (2) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) その他市民公益活動の活性化に必要な事業

(使用の許可)

第7条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 当該利用が市民公益活動のために行われるものではないと認められるとき。
- (4) プラザ又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プラザの管理運営上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項の規定により行う許可に付する条件の基準について、別に定めるものとする。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) 使用者が前条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 使用者が虚偽その他不正な行為により許可を受けたと認められるとき。
- (4) 公益上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定（同項第4号の規定を除く。）による取消し等により生じた損害については、市はその責めを負わない。

(使用許可事項の変更)

第9条 使用者は、第7条第1項の規定により許可を受けた事項を変更し、又は使用を中止しよう

とするときは、市長の承認を受けなければならない。

(使用者の行為)

第10条 使用者は、プラザの使用に伴いプラザにおいて物品の販売、寄付金の募集その他これらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第11条 使用者は、プラザを使用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第12条 プラザの利用者については、別表に定める使用料(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税を含む。以下同じ。)を徴収する。

2 すでに納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(原状回復)

第14条 使用者は、プラザの使用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 前項の規定による原状の回復のために要した費用は、使用者の負担とする。ただし、第8条第1項第4号の規定に該当することを理由として、同項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を中止させられたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 プラザ又は附属設備等に損害を加えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月18日条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の別表の規定により既に納付すべきものとされている使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月18日条例第55号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の別表の規定は、この条例の公布の日以後の、平成28年4月1日以降のさせば市民活動交流プラザの使用申請に係る使用料について適用する。

別表 (第12条関係)

(1) 事務所使用料

区分		使用料
事務所	1室使用 68㎡	月額 20,290円
	1 / 2室使用 34㎡	月額 10,150円
	1 / 4室使用 17㎡	月額 5,070円
	1 / 8室使用 8.5㎡	月額 2,540円

(2) 会議室使用料

区分		使用料
会議室	1室使用 68㎡	1時間までごと 40円
	1 / 2室使用 34㎡	1時間までごと 20円

備考

- 1 / 8室未満の使用については、1㎡あたり月額300円とする。
- 2 事務所の電気を使用する場合は、別に実費を徴収する。
- 3 事務所使用料について、1月未満の端数のあるときは、月のうち15日間までは半月とし15

日間を超えたときは1月として計算する。

4 その他設備・器具等の使用料は、市長が別に定める。